



# 万引き

は  
必ず見られています

「万引き」は、刑法第 235 条の窃盗に該当し

**10年以下の懲役**

又は

**50万円以下の罰金**

万引きをしない させない 見逃さない



街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION  
けいしちょう



困った時には迷わず相談

### 相談機関団体窓口

警視庁総合相談センター

電話:03-3501-0110 #9110

最寄りの警察署・交番

防犯係又は生活安全相談係

東京都消費生活総合センター

電話:03-3235-1155

区市町村

区市町村の消費者相談窓口



# 万引き

は  
必ず見られています

「万引き」は、刑法第 235 条の窃盗に該当し

**10年以下の懲役**

又は

**50万円以下の罰金**

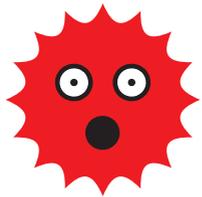
警視庁ホームページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

けいしちょう



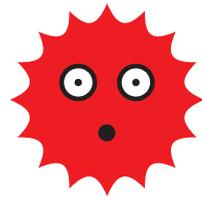
万引きをしない させない 見逃さない





## 万引きを発見したら...

警察官やお店の人にお知らせください



## 万引き根絶のために！

大切なのは、規範意識と地域の絆

万引きを根絶させるために「規範意識の向上」と「地域社会の絆の再生」に向けた対策を推進しています。あいさつや声掛けに始まる社会環境づくりとともに、私たち自身が万引きに対して確固とした規範意識を保持し続けることが大切です。



# 万引きは犯罪です

！ 刑法第235条の**窃盗**に該当し、

10年以下の懲役又は50万円以下の罰金です。



## 高齢者の万引きが深刻な社会問題に



平成23年の万引きの検挙・補導人員、14,668人に占める「成人・高齢者」の割合は7割以上を占めており、特に高齢者の検挙の割合は10年前の3倍に増加しています。

高齢者の検挙の割合

平成14年 7.3%

約3倍！ ↓

平成23年 22.3%

地域におけるボランティア活動を通じ、地域社会における絆づくりが大切です。





ストップ! ストップ! ストップ!

東京万引き防止官民合同会 識